

富久町保育園 休日保育のご案内

(令和元年11月改定)

休日保育とは…

認可保育園・認定こども園等がお休みとなる日曜日と祝日に、お仕事により家庭で保育できない保護者に代わってお子さんをお預かりします(年末年始を除く)。

1. 利用できる方

新宿区に居住し、認可保育園・認定こども園・保育ルーム・家庭的保育者(保育ママ)・事業所内保育所・認証保育所に在籍しており、次の①から④に該当する離乳食を完了している健康なお子さんが対象です。

①休日保育の利用には、保育認定(2号・3号認定)を受けていることが必要です。

※新宿区から認定を受けていない場合や、支給認定証の有効期限が切れている場合は、別途、支給認定の申請が必要です。詳しくは保育課入園・認定係までお問い合わせください。

②月齢・年齢に沿った食事が食べられることが条件です。

③産前産後休暇・育児休業期間中、上記保育施設等に入所直後で慣れていない期間は、原則利用できません。

④締切日までに登録手続・書類を提出し、承認された場合に利用できます。利用定員は30人です。

2. 申込方法 休日保育児童票

事前登録が必要です。利用したい月の前月10日(土・日・国民の祝日にあたる場合は直後の開園日)までに、下記の必要書類を準備の上、富久町保育園でお子さまと一緒に面談と説明を受けてください。

- 【必要書類】
- | | |
|---------------------------|---------------|
| ①休日保育申込書 | ②健康アンケート |
| ③休日勤務証明書(父母分 ※ひとり親家庭は1人分) | ④予約票(日額希望者のみ) |
| ⑤翌月のシフト表(必要に応じて) | ⑥休日保育児童票 |

3. 保育時間

午前7時30分から午後6時30分まで(ただし、在籍する保育施設における保育時間内)

休日保育には「月額」と「日額」の2種類あり、どちらかをご希望いただきます。

月額とは…?

「祝日も、毎週日曜日でも必ず仕事なので、休日保育が常に必要です」という方むけです。

◆利用日の予約が必要なく、いつでも利用できます。ただし、利用しないことが明らかな日は、富久町保育園までご連絡ください。

日額とは…?

「シフト制の仕事なので、利用回数は月によってまちまち…」という方や「1回の月もあれば4回以上の月もあるのだけど…」という方むけです。

◆利用日の予約申請(予約票・シフト表添付)を前月20日までにしていただきます。利用日の追加や変更は利用日の7日前(土日祝は除く)、辞退は前日(土日祝は除く)の正午までに書類提出が必要です。

4. 注意事項

- 休日保育の承諾期間は、承諾日の属する年度末までで、年度ごとの申込みが必要です。
- 利用料金は原則として0円です。ただし、在籍する保育施設の利用と富久町保育園での休日保育の利用日数が併せて26日を超える場合は、別途料金(3,400円/日)がかかります。
- 利用当日など締切日以降の辞退や、連絡のない欠席は、園の体制に多大な影響を及ぼしますので、ルールを順守していただくようご協力お願いいたします。

【お問い合わせ先】富久町保育園 電話 03-3357-7720

下記の保育園でも、休日保育を行っています。詳しくは、各保育園へお問い合わせください。

◆原町みゆき保育園 電話 03-3356-2663

◆オルト保育園 電話 03-5332-7081